

見附市告示第42号

見附市子育てしやすい職場づくり促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

見附市長 稲田 亮

見附市子育てしやすい職場づくり促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱
見附市子育てしやすい職場づくり促進奨励金交付要綱（令和5年見附市告示第93号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第3条第2号中「ハッピー・パートナー企業のパパ・ママ子育て応援プラスの認定を受けた企業等又は」を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項中「の2」を削り、同項を同条とする。

様式第1号の1を削り、同様式の第1号の2を様式1に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。